

## 13 子ども手当等について

(財務省、厚生労働省、内閣府)

### 【内容】

- (1) 平成23年度以降の子ども手当の財源については、22年度の枠組みではなく、確実に国が全額負担すること。  
また、制度設計に当たっては、全国一律の給付額とし、手当の支給事務等を行う市町村等が混乱することのないよう地方の意見をしっかりと反映すること。
- (2) 国において検討されている新たな次世代育成支援対策については膨大な予算が必要となるため、地方の負担増とならないような仕組みとすること。  
また、保育所整備などのサービス給付については、地方が裁量を持ち創意工夫を生かしながら取り組むことができるような制度とすること。

### (背景)

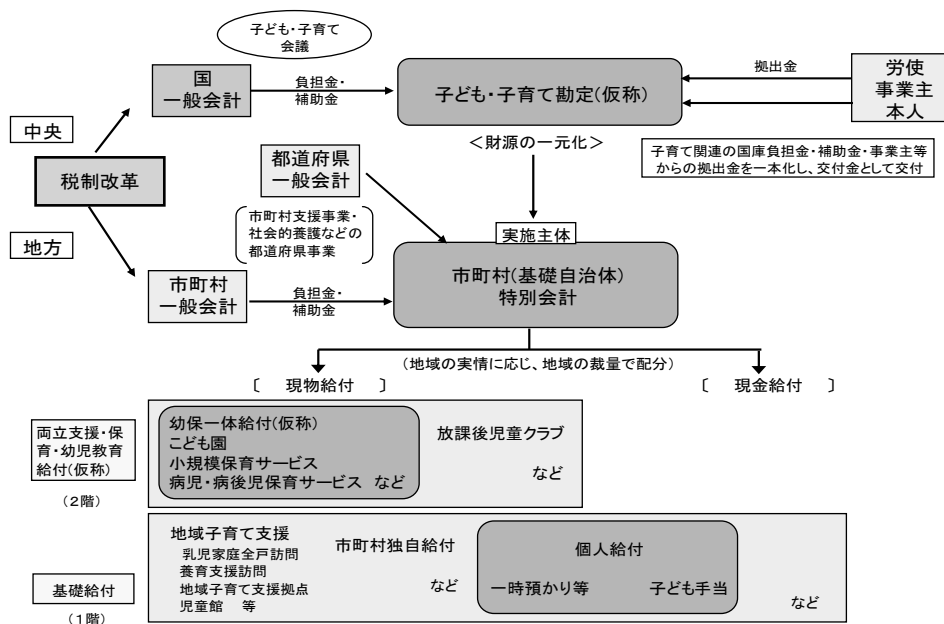
- 子ども手当について、国は全額国庫で実施するとしていたが、平成22年度は地方の意見が反映されないまま子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みが残り、地方負担が決定された。
- 平成23年度以降の本格的な制度設計に向けては、4閣僚合意文書において、住民税等の扶養控除の廃止等に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行うとされている。
- 平成23年度予算概算要求では、厚生労働省は平成22年度の負担ルールを当てはめて国庫負担額を要求するなど、依然地方負担を残したものとなっている。また、1万3千円からの上積み分の取扱いについては、地域の実情に応じて現物サービスにも代えられるようにすることも含めて予算編成過程で検討し、結論を得るとされている。
- これに対し、地方六団体からは、「去年の経緯にもかかわらず、平成22年度予算のルールを当てはめ、地方負担を含む概算要求がなされていることは誠に遺憾であり、平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、国と地方で十分な協議を行い、国が全額国庫負担すべき」との声明が出されている。
- 現在国が進めようとしている子ども手当を含む新たな次世代育成支援対策について、「子ども・子育てビジョン」によれば、現在の4.3兆円から平成29年度には10.5兆円に増加させる方針が出されているが、その財源をどのように確保するかが課題となっている。
- 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築するとされており、平成23年通常国会に法案を提出し、平成25年度の本格施行に向けて、段階的に実施される予定となっている。しかしながら、国・都道府県・市町村の詳細な役割分担、財源確保の方法など、具体的な制度設計は明らかになっていない。

( 参 考 )

◇ 児童手当と子ども手当制度の比較

		児童手当 (21年度)	子ども手当 (22年度)
全 国	年間総支給額	1兆160億円	2兆2,554億円 (10か月分)
	国の予算額	2,690億円	1兆4,556億円 (10か月分) ※23年度概算要求 1兆7,280億円(12か月分)
	対 象	小学校修了まで (0歳~12歳)	中学校修了まで (0歳~15歳)
	月 額	・3歳未満 1万円 ・3歳以上 第1・2子 5千円 第3子以降 1万円	1万3千円
	所得制限	あり	なし
	費用負担	国 2,690億円 事業主 1,790億円 地方 (県・市町村) 5,680億円	国 (児童手当制度分は地方負担あり)
愛 知 県	対象者数	78万5千人 (22.2.28現在)	推計 108万人 (21.10.1現在)
	年間総支給額	596億円 (21年度)	推計1,685億円
	県負担額 (市町村へ交付)	151億円	171億円

◇ 子ども・子育て新システムの制度設計のイメージ



◇ 子ども手当に関する4閣僚合意文書 (H21.12.23)

- ・23年度の子ども手当については、予算編成過程において改めて検討。
- ・幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策についての検討と併せ、「地域主権戦略会議」で地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担のあり方の議論を行う。

◇ 子ども・子育てビジョン (H22.1.29)

- ・子ども手当の創設により、次世代を担う子どもたちを社会全体で支える。
- ・幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度を構築する。

◇ 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱 (H22.6.29)

- ・子ども・子育て関連のすべての国庫補助負担金、労使の拠出金等を「子ども・子育て勘定(仮称)」に一本化し、市町村に対し「子ども・子育て包括交付金(仮称)」として一括交付
- ・給付内容は、子ども手当を含むすべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付と、両立支援・保育・幼児教育のための給付の2階建て
- ・幼児教育と保育をともに提供する「こども園(仮称)」に一体化